

奈良県広域消防組合の運営における組織体制の
見直しに関する意見書

近年、自然災害は大規模化、激甚化し、各地で大きな被害が出ており、今後さらなる大規模災害等の発生が予測されます。

このため、平成26年4月に奈良県広域消防組合を設立され、これまで様々な災害等に対応できる消防体制の整備を進めてこられたところです。

奈良県広域消防組合の重要な意思や方針を決定する議決機関である組合議会の議員については、現在、旧市消防本部及び旧組合消防本部を構成する市町村から区分ごとに人数が定められ、それぞれの区分を構成する市町村の長又は議会議員の中から選出することとされておりますが、その両者の選出割合などの定めはありません。

地方自治体の民主制度が執行機関と議会との両輪で成り立っているという原則を鑑みれば、広域消防組合の運営において、より民意を反映させた議論を進めるため、自治体代表である市町村長と住民代表である市町村議会議員の両者が、広域消防組合の運営に同等に参画することが可能となるよう体制整備がなされるべきであります。

例えば、運営協議会が組合市町村長のみにより構成されるのであれば、組合議会は組合市町村の議会議員によって構成するなど、両者が手を取り合って等しく地域住民の意思や考えを適切に反映できる仕組みを構築することが必要であると考えます。

つきましては、この主旨をお汲み取りいただき、奈良県広域消防組合の運営全体の組織体制を見直しいただけるよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月18日

山 添 村 議 会